

原議保存期間	10年(令和15年3月31日まで)
有効期間	一種(令和15年3月31日まで)

警視庁交通部長  
各道府県警察本部長 殿  
各方面本部長  
(参考送付先)  
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁運発第6号  
令和5年1月16日  
警察庁交通局運転免許課長

条件の解除に伴う運転免許証備考欄への記載の方法について(通達)

道路交通法(昭和35年法律第105号)第93条第2項の規定により、都道府県公安委員会は、運転免許(以下「免許」という。)を受けた者について、免許に条件を付し、又は免許に付されている条件を変更したときは、その者の運転免許証(以下「免許証」という。)に当該条件に係る事項を記載しなければならないこととされているところ、今般、一般社団法人全日本指定自動車教習所協会連合会から、「限定条件の解除に伴う免許証裏面の備考欄の表記・表現が都道府県によって異なるため、現有の所持免許の正確な把握が困難な状況があり、こうした状況は、教習時間の欠略など誤った対応につながるおそれがあるので、現場の教習所において誤りなく限定条件の解除や新規免許の取得を行うことができるよう表記・表現を統一して欲しい。」旨の要望が寄せられた。

免許証備考欄の記載により現在の条件の内容を把握することが困難となるおそれがある場合としては、複数の条件が付された者の一部の条件を解除した場合が考えられるところであり、例えば、「眼鏡等」及び「普通車はAT車に限る」の条件が付された者の免許証備考欄に「令4.11.1 限定解除：普通車はAT車に限る」等と記載されている場合は、解除した条件が記載されているのか、解除後の新しい条件が記載されているのかが必ずしも明確ではないものと考えられる。

こうした状況を踏まえ、免許証備考欄に記載された条件の内容が正確に把握されないことによる不適正な教習を未然に防止するため、免許の条件を解除した場合における免許証備考欄への記載例を別表のとおりとするので、記載例と異なる記載方法をとっている都道府県警察においては、関連する機器改修等の時機を捉え、原則として記載例と同様の記載方法となるよう見直しを行われたい。

なお、見直しを行った際には、その内容について、各都道府県の指定自動車教習所等の関係団体に対しても情報共有を図られたい。

別表（記載例）

1 免許の条件等の全部を解除する場合

【日付】免許の条件等を全て解除 【公委印】

2 免許の条件等が2以上あり、その一部を解除する場合

(1) 【日付】〇〇の条件（又は限定）を解除 【公委印】

※ 〇〇には、解除した条件（又は限定）を記載すること。

(2) 【日付】新条件等〇〇 【公委印】

※ 〇〇には、新たな条件等を全て記載すること。